

丹波市耐震改修促進計画

平成29年3月改定

丹波市

目 次

1 計画概要	
(1) 計画改定の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画期間	3
2 丹波市で今後発生が想定される地震規模, 被害の状況	4
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1) 住宅耐震化の現況と目標	6
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標	7
4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	8
(2) 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	8
(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	9
(4) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策	9
(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	10
(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路	10
5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 相談体制の整備	11
(2) 自治会等との連携	11
(3) 関係団体との連携	11
(4) 情報の提供及び発信	11
6 耐震改修促進法による指導等について	12

1. 計画概要

(1) 計画改定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県内で240,956棟の家屋が全半壊し、6,434名の尊い命が犠牲となった。地震直後に発生した死者（約5,500人）の約9割は、住宅・建築物の倒壊等によって命を奪われたものであることが明らかになっており、住宅・建築物の耐震化の重要性が認識された。

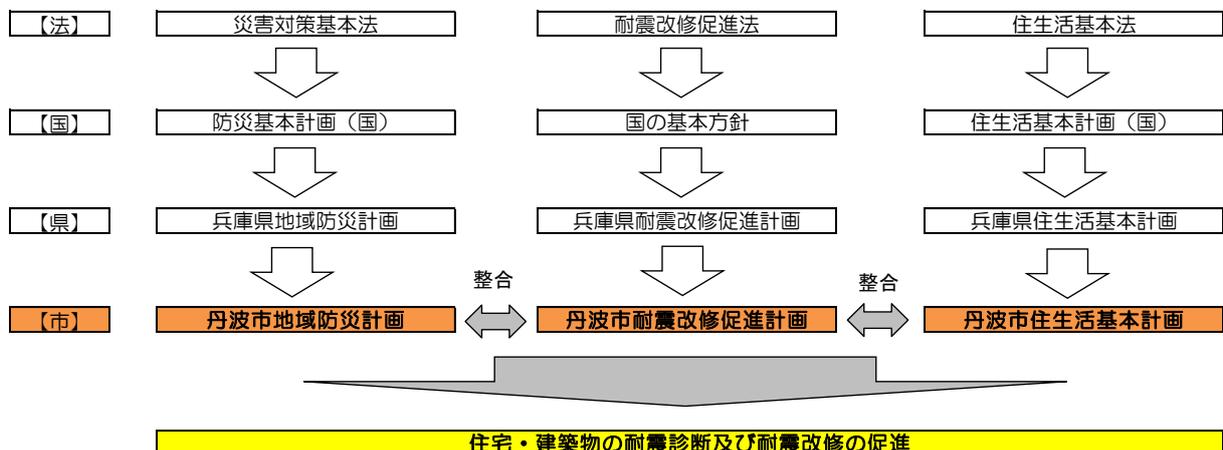
平成18年には「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が改正され、兵庫県において「兵庫県耐震改修促進計画」が策定されたことを受け、丹波市では「丹波市耐震改修促進計画」を策定し、市内の住宅・建築物の耐震化の目標と、目標を達成するための施策を定めて、耐震化対策を進めてきた。

その後、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生したことから、平成25年に法が改正され、一定規模以上の多数利用建築物等について耐震診断の実施が義務付けられるなどの措置が講じられた。

本市における耐震化率は、最近の推計によると、住宅では（66%（H27））、多数の者が利用する建築物では（86%（H27））にとどまるなど、本計画に定めた目標を下回っていることが明らかとなっている。このような状況の中で、南海トラフ地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘されており、地震時における市民の安全を確保するためには、引き続き住宅や建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、本計画を改定する。

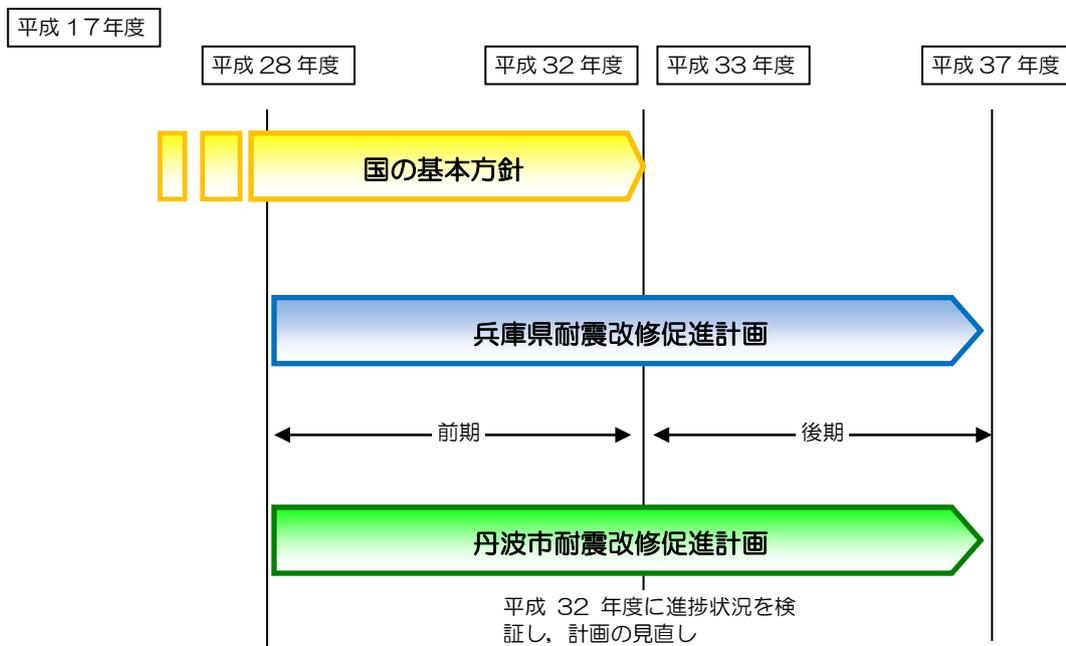
(2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、兵庫県耐震改修促進計画に基づき、本市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定する。また、本計画は丹波市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として位置付けられるもので、「丹波市地域防災計画」及び「丹波市住生活基本計画」との整合を図る。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。
なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、計画期間の 5 年目にあたる平成 32 年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。



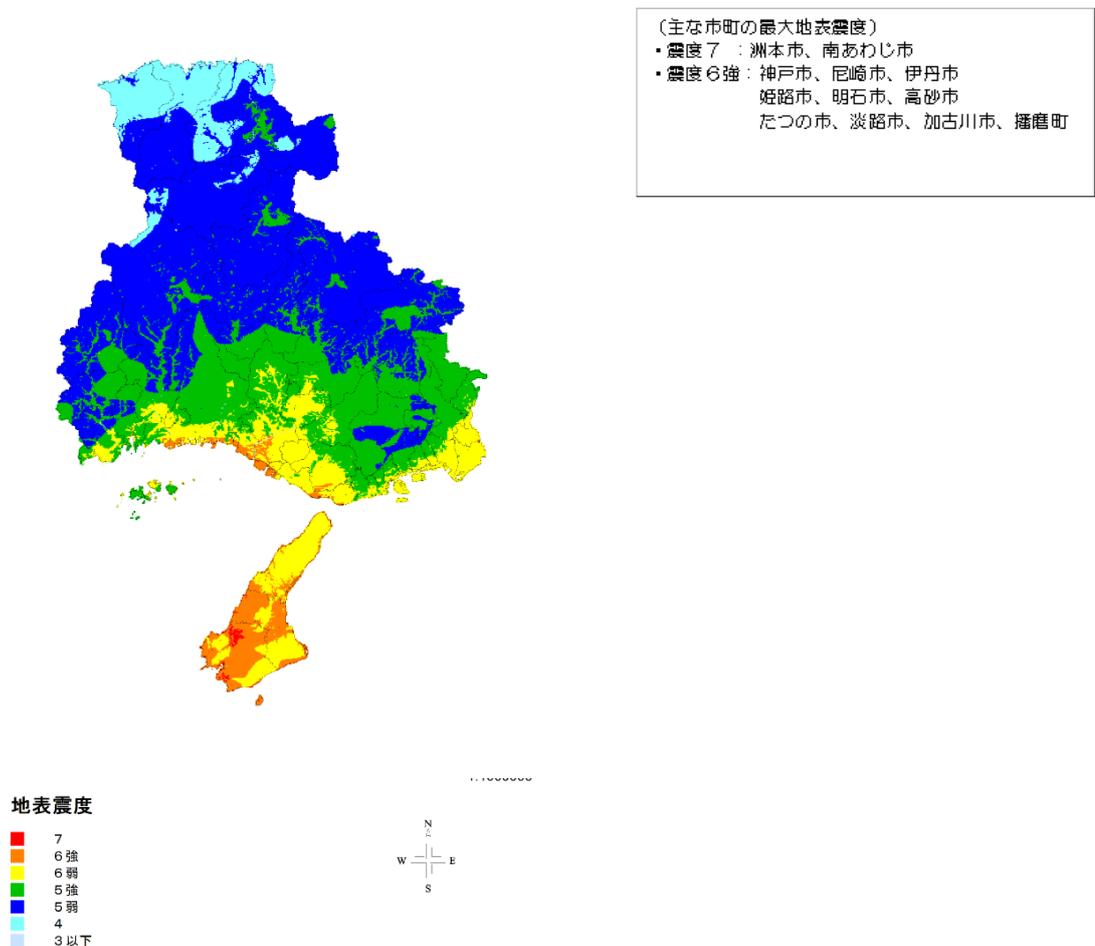
【参考】

兵庫県の地震による被害想定に基づき、丹波市に被害が想定される最大震度5強以上の地震として下記の9つの地震を想定し、想定される量を示している。

想定地震	最大震度	全壊棟数 (揺れ)	半壊棟数 (揺れ)
有馬 - 高槻断層帯	震度5強	2	94
六甲・淡路島断層帯(六甲山地南縁—淡路島東岸)地震	震度5強	0	1
山崎断層帯(主要南東部)地震	震度5強	2	97
山崎断層帯(大原・土万・安富・主部南東部)地震	震度5強	2	33
上町断層帯地震	震度5強	2	14
三峠—京都西山断層帯(京都西山断層帯)地震	震度6弱	3	122
三峠—京都西山断層帯(上林川断層帯)地震	震度6弱	9	273
山田断層帯(主部)地震	震度5強	0	10
養父断層帯地震	震度5強	2	9

※ 南海トラフ地震については、今後高い確率で発生が予測されている。

《南海トラフ地震の地震動予測結果》



3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

(1) 住宅耐震化の現況と目標

① 住宅耐震化の現況（平成25年時点）

住宅の耐震化の現状は、住宅・土地統計調査結果(H25)より推計した。

② 住宅耐震化の目標設定方針

兵庫県耐震改修促進計画の目標を勘案し設定する。

③ 住宅の耐震化の目標（平成37年度末）

兵庫県目標を踏まえ、耐震化率97%とすることを旨す。

住宅耐震化目標等とりまとめ

現況 (H27)

区分	戸数
住宅総数	22,600
耐震性有	15,000
(耐震化率)	66%
耐震性無	7,600

目標 (H37)

区分	戸数
住宅総数	22,400
耐震性有	21,700
(耐震化率)	97%
耐震性無	700

耐震化必要戸数	戸数
自然減	4,500
施策による減	2,400

1. 住宅総数等は、兵庫県耐震化率算定表を参考とした。
2. 目標値は兵庫県目標を達成した場合である。

(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の現況と目標

- ① 多数の者が利用する建築物耐震化の現況（H27年時点）
県が平成27年度に実施した調査結果をもとに、本市が独自に集計した。
- ② 多数の者が利用する建築物耐震化の目標設定方針
国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、目標を設定する。
特に、災害時に拠点となる公共施設、避難所については耐震化完了を目指す。
- ③ 多数の者が利用する建築物耐震化の目標

兵庫県目標を踏まえ、耐震化率97%とすることを旨とする。

多数の者が利用する建築物耐震化とりまとめ 現況（平成27年度）

区分		棟数	(耐震化率)
全体	建築物全体	161	(86%)
	新耐震	86	
	旧耐震	75	
	耐震性有	53	
	耐震性無	22	
公共	建築物全体	92	
	新耐震	61	
	旧耐震	31	
	耐震性有	25	
	耐震性無	6	
民間	建築物全体	69	
	新耐震	25	
	旧耐震	44	
	耐震性有	28	
	耐震性無	16	

目標（平成37年度末）

耐震化率

97%

多数の者が利用する建築物

法第14条第1項第1号に定める用途で、
階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物
(建築物用途の例)

- ・ 学校、体育館、病院
- ・ 劇場、観覧場、展示場、百貨店、映画館、ホテル
- ・ 事務所
- ・ 賃貸住宅（共同住宅に限る）、老人ホーム
- ・ 店舗、飲食店
- ・ 工場、車両の停車場、自動車車庫
- ・ 郵便局、保健所、税務署

国の基本方針による

住宅・建築物の耐震性

1 新耐震基準建築物

昭和56年6月1日より建築基準法に基づく耐震基準が改正されており、これ以降に着工した建築物等は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れは少ないとされている。

2 旧耐震基準建築物

昭和56年5月以前に着工した建築物等でも、国土交通省告示に基づく耐震診断基準で倒壊の恐れが少ないと診断されるものは新耐震基準建築物と同程度の耐震性を有すると考えられる。

4. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、市としては、既存民間建築物所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じるとともに、自ら所有する建築物の耐震化を推進する。

(2) 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 簡易耐震診断の推進

住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を促進する。

- ・対象住宅：昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・事業主体：市

また、人生80年いきいき住宅助成事業の補助要件に、簡易耐震診断の実施を追加することで、既存住宅がより効果的に改良されるよう誘導する。

② ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、市が耐震改修計画策定費や耐震改修工事費、住宅建替費や防災ベッド設置費への補助を行い、既存住宅の耐震化を促進する。

③ 住宅耐震改修支援事業

ひょうご住まいの耐震化促進事業の改修工事補助を受けている市民に対し、金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、県が利子補給を実施している。このことについて、市民に周知する。

④ 多数の者が利用する建築物に係る耐震診断補助事業

学校、病院、福祉施設等の多数の者が利用する建築物について、必要に応じて耐震改修に係る助成制度の創設を図る。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

① 耐震診断員の活用

県では、住宅の簡易耐震診断推進事業を実施する簡易耐震診断員を養成しており、その活用を促進する。

【参考】簡易耐震診断員の講習会の概要

主催：財団法人兵庫県住宅建築総合センター

対象者：兵庫県在住で、県内の建築士事務所に所属するもの
建築士資格取得後5年以上の実務経験を有するもの

② 相談体制の拡充

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建設部局において相談窓口を開設する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関する事、市及び県の補助事業の実施に関する事とする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

③ 住宅改修業者登録制度の周知

耐震改修の実施にあたり、安心して業者を選択できる環境を整備するため、技術主任者の設置などの一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度が実施されている。この制度を市民に周知をする。

(4) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

① 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備等の危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

② 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、県単独で創設された「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みを推進する。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とする。

- ① 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館その他防災上特に重要な既存建築物。
- ② 耐震改修促進法の特定建築物。
- ③ 兵庫県耐震改修促進計画において「地震時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

【参考 地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路】

(兵庫県耐震改修促進計画)

- ・兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路（国道2号ほか301路線）

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路

兵庫県耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路として兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路として位置付けられている。

【丹波市内で指定されている緊急輸送路】

国道175号、国道176号、国道427号、舞鶴若狭自動車道、北近畿豊岡自動車道、遠阪トンネル、県道青垣柏原線、県道篠山山南線、県道多可柏原線

5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及をはかり、官民あわせて耐震化に取り組む。

(1) 相談体制の継続（再掲）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、建設部局において相談窓口を継続する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関すること、市及び県の補助事業の実施に関することとする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

(2) 自治会等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、市内自治会等の自主防災組織や NPO などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

(3) 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

また、市民からの技術的な相談については、関係団体と連携して対応する。

(4) 情報の提供及び発信

住宅の耐震改修及び建替その他の耐震化を促進するため、県と連携して周知・啓発に取り組む。

また、広報誌に毎年度、耐震化に関する特集記事を掲載するなど、草の根意識啓発活動を実施する。

6. 耐震改修促進法による指導等について

本計画を推進するため、所管行政庁である県と連携して、多数の者が利用する建築物又は優先的に耐震化に着手すべき建築物の所有者に対して指導を行う。

(1) 耐震改修等の指導・助言・指示の実施

①耐震改修促進法による指導・助言の実施

改正耐震改修促進法により、耐震関係の基準に適合していない全ての住宅・建築物について、耐震化の努力義務が課された。

このため、市では、建築物の耐震診断及び耐震改修の確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、対象となる建築物の所有者等に必要な指導及び助言を行う。

②耐震診断が義務付けられた建築物への対応

耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた建築物等については、耐震診断の結果を国土交通省令に基づき、ホームページで公表する。

また、耐震改修等が必要となる場合は、市が必要に応じて指導及び助言を行い、指導に従わない場合は、必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する。

(2) 著しく保安上危険な建築物への措置

平成17年の建築基準法改正により、特定行政庁は、劣化が進み放置すれば著しく保安上危険な建築物に対しては、勧告、命令等の措置を講ずることが可能となった。耐震改修促進法に基づく指示に従わない場合には、県と連携し、建築基準法に基づく措置を検討する。